

河合町教育委員会事務局の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月31日

河合町教育委員会 教育長 竹 林 信 也

河合町教育委員会規則第2号

河合町教育委員会事務局の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

河合町教育委員会事務局の職員の職の設置に関する規則（昭和61年8月教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「参事」を「主幹」に改め、同条第3項中「部長」の前に「総括部長、」を加える。

第4条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 主幹は、上司の命を受け、特命事項を掌理し、所属職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。